

暑中お見舞い申し上げます。猛暑が続いております。
皆様方におかれましてはお体ご自愛下さいますよう
お祈り申し上げます。

<6 日 広島平和記念日、7 日 立秋、9 日 長崎原爆の日、23 日 処暑>

☆当事務所の夏季休業日 8/12-8/18 です。

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				



↑ 関門海峡花火大会 8/13 写真は 2008 年

1. August ご案内・改正情報

雇用保険の給付額を算定するための基礎となる賃金日額等が、本年 8 月 1 日から変更されました。

【具体的な変更内容】

(1) 賃金日額の最低額及び最高額等の引下げ

例) 45 歳以上 60 歳未満の場合の賃金日額の範囲

(最低額) 2,050 円 → 2,000 円、(最高額) 15,370 円 → 15,010 円

※ これに伴う基本手当の日額の範囲

(最低額) 1,640 円 → 1,600 円、(最高額) 7,685 円 → 7,505 円

☆この最高額の変更は、「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の助成額計算」にも連動し、「判定基礎期間の開始日が 8/1 以降の場合から単価計算が変更となりますので、助成金受給の事業所様はご注意下さい。単価は 7,505 円となります。

(2) 失業期間中に自己の労働による収入を得た場合の基本手当の減額に係る控除額の引下げ

(1,326 円 → 1,295 円)

(3) 高年齢雇用継続給付の支給対象となる労働者の賃金限度額 (支給限度額) の引下げ

(335,316 円 → 327,486 円)

賃金日額等については、雇用保険法第 18 条の規定に基づき、毎月勤労統計の平均定期給与額の上昇又低下した比率に応じて、毎年自動的に変更されています。今回の変更は、平成 21 年度の平均給与額 (同年度の各月における平均定期給与額の平均額) が、平成 20 年度の平均給与額と比べて約 2.3% 低下したことから行われました。

2. 名言名句

『おれは落胆するよりも次の策を考えるほうの人間だ』

坂本龍馬

3. 改正等情報ワンポイント

障害者「雇用納付金制度」「雇用率制度」が改正されました。

◆「障害者雇用納付金制度」とは？

障害者雇用促進法では「障害者雇用率制度」が設けられており、常用雇用労働者数が 56 人以上の一般事業主は、その常用雇用労働者数の 1.8% 以上の身体障害者または知的障害者を雇用しなければなりません。

ん。これを下回っている場合には、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて、1人につき月額5万円の「障害者雇用納付金」を納付しなければなりません。〔業種別除外率計算あり〕

一方、常用雇用労働者数が300人を超える事業主で法定の障害者雇用率（1.8%）を超えて障害者を雇用している場合には、その超えて雇用している障害者の人数に応じて、1人につき月額2万71,000円の「障害者雇用調整金」が支給されます。〔業種別除外率計算なし〕

◆改正点について

改正障害者雇用促進法が平成21年4月から段階的に施行されていますが、平成22年7月からは、以下の内容が施行されています。

（1）「障害者雇用納付金制度」の対象事業主の拡大

従来は、常用雇用労働者数が「301人以上」の事業主が対象（昭和52年以降）でしたが、「201人以上」に拡大されました。なお、平成27年4月からは「101人以上」に拡大されます。

（2）「障害者雇用率制度」の対象労働者の拡大

短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）が、障害者雇用率制度の対象となりました。これにより、常用雇用労働者の総数や実雇用障害者数の計算の際に、短時間労働者を「0.5カウント」としてカウントします。

（3）除外率の引き下げ

各除外率設定業種ごとにそれぞれ10%ポイント引き下げられます。

◆改正の目的

上記（1）の改正の目的は、近年、障害者雇用が進展する中で、中小企業における障害者雇用状況の改善が遅れているため、障害者の身近な雇用の場である中小企業における障害者雇用の促進を図ることです。

また、上記（2）については、障害者によっては、障害の特性や程度、加齢に伴う体力の低下等により長時間労働が難しい場合があるほか、障害者が福祉的就労から一般雇用へ移行していくための段階的な就労形態として有効であるなどの理由から、改正がなされました。

<http://www.jeed.or.jp/disability/employer/subsidy/sub14.html>

4. データ・情報

① 男性の育児休業取得率が過去最高に

厚生労働省は、2009年度の育児休業取得率が、女性85.6%（前年度比5ポイント減）、男性1.72%（同0.49ポイント増）となり、男性の取得率が過去最高を記録したと発表した。育児休業制度に関する規定がある事業所の割合は全体で68.0%（同1.6ポイント増）で、従業員が30人以上の事業所では89.4%だった。（7月17日）

② 人材コンサルティングのエン・ジャパンは、2010年6月の派遣社員の平均時給を発表した。全国の募集時平均時給は1,542円で前月比横ばい、前年同月比0.1%（1.6円）減となり、07年12月の調査開始以来最低の水準で推移した。（7月14日） <http://corp.en-japan.com/newsrelease/detail.php?id=602>

<http://corp.en-japan.com/newsrelease/pdf/20100706hakenjikyuu6gatsu.pdf>

③ 法務省は、2009年末時点における外国人登録者数が218万6,121人（前年比3万1,305人減）となったと発表した。1961年の調査開始以来、初めての減少となった。国籍別では、中国（約68万人）、韓国・朝鮮（約58万人）、ブラジル（約27万人）、フィリピン（約21万人）が上位を占めた。（7月7日）

T-HRM Tanaka Human Resources Management

NHKの大河ドラマ「龍馬伝」も佳境に入ってきました。33歳の生涯の龍馬にとってこれからの放送は、薩長同盟への動き（1865年）から暗殺（1867年）されるまでの更に「濃い2年」となります。日本のために命をかけて東奔西走した龍馬には、やはり感動させられます。

「草履から靴」へ変わってゆく時代、とてつもない凄い事を成し遂げたこの時代の人々に対し敬服せずにはられません。約30年前に読んだ「司馬遼太郎の『龍馬がゆく』の文庫本」をこのたび本棚から出し整理しながら、「150年も経っていない出来事なのだ」と、また幕末の志士たちが現代に居たら・・・不思議な気持ちになります。（S）

